

※必ず裏面の「請求にあたっての注意事項」をお読みのうえ、網掛け部分を記入してください。

住民票・印鑑証明・戸籍証明書等の交付請求書

広尾町長 様

令和 年 月 日

1. 窓口に来られた方

請求者	住所				
	フリガナ	生年月日	大正・昭和 平成・令和	年	月 日
	氏名	電話番号	-	-	

2 必要な証明書等

A 住民票の写し等	住所	□請求者と同じ 広尾郡広尾町	必要な書類			小計
			住民票 (300円)	世帯全員 世帯一部	通	
必要な方の氏名	フリガナ	□請求者と同じ	除かれた住民票 (300円)		通	円
生年月日	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	記載事項証明書 (300円)		通	円
請求者からみた関係	請求者からみた関係	□本人 □同じ世帯の方(続柄:) □その他() ←「D請求理由」に記入が必要	その他証明		通	円
記載が必要なもの	記載が必要なもの	※記載が必要な項目の□に✓をしてください。 □世帯主・続柄 □本籍・筆頭者 □マイナンバー 【外国人の方のみ】 □国籍・地域 □在留資格 □在留カード等の番号 □中長期在留者等である旨 □在留期間等 □通称履歴			通	円

B 印鑑証明	登録番号	登録者氏名	登録者住所	生年月日	登録	証明書	小計
		□請求者と同じ	□請求者と同じ 広尾町	大・昭・平 ・	(300円) 件	(300円) 通	
			広尾町	大・昭・平 ・	(300円) 件	(300円) 通	円

C 戸籍証明書等	本籍	北海道広尾郡広尾町	必要な書類			小計
			戸籍 (450円)	全部 個人	通	
筆頭者	筆頭者	□請求者と同じ	除籍 (750円)	全部 個人	通	円
必要な方の氏名	必要な方の氏名	※個人事項証明(抄本)・身分証明書の場合 □請求者と同じ	改製原戸籍 (750円)	謄本 抄本	通	円
生年月日	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	戸籍の附票 (300円)	全部 一部	通	円
請求者からみた関係	請求者からみた関係	□本人 □配偶者 □父母 □祖父母 □子 □孫 □その他() ←「D請求理由」に記入が必要	一部事項証明 (戸350円 除450円)	戸籍 除籍	通	円

D 請求理由	※使用目的、提出先などを詳しく記入してください。			受理証明書 (350円) (届)	通	円
				届書証明書 (350円) (届)	通	円
				身分証明書 (300円)	通	円
				その他 ()	通	円

権限書類	□委任状 □戸籍謄本 □登記事項 □資格証明 □身分証明 □社員証 □補助者証 □その他()	受 付	合計 通 円
本人確認	□免許 □旅券 □個人 □住B □身障 □健保 □介保 □後期高齢 □年金 □学生証 □聴取() □その他()		
		無料	□条例第5条 □国地方 □戸籍特法 □その他

【 請求にあたっての注意事項 】

1. 本人確認書類の提示について
窓口に来た方については、ご本人であることを確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示が必要となります。
2. 印鑑登録証明書を請求するときは、印鑑登録証（カードまたは手帳）をお持ちください。
3. 権限確認書類（委任状等）について
戸籍・住民票関係の請求で窓口に来られた方が、代理人である場合には委任状等の代理権限を証明する書類が必要です。
4. 住民票を本人・同一世帯以外の方、戸籍証明書を本人・配偶者・直系親族以外の方が請求される場合は、「D請求理由」欄に使用目的・提出先等を詳しく記載してください。
 - (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために住民票や戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
 - (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合
住民票の写し・戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
 - (3) その他の理由で請求する場合
住民票の写し・戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。
5. 資料の提供について
請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。
6. 戸籍個人事項証明について
戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。
7. 戸籍一部事項証明について
戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。
8. 生活保護等を受けられている方は手数料が無料になる場合がありますので、お申し出ください。
9. 偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。

※ ご不明な点があれば、住民課住民係窓口でおたずねください。